

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の新設
土地改良区の役員の仕事の変更

規 則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
鳥取県規則第五十九号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「七十五万円」を「百万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十一年八月二十三日以後に、鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)別表第三に規定する部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対し、鳥取県信用農業協同組合連合会が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百七十五号

、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設は、昭和五十一年十月一日からその効力を生ずる。
昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

同上の区域（昭和五十一年四月二十日現在の地番による。）

八東町大字用呂
字下高野河原

若桜町大字高野字下高野河原一五八の一、一六〇の二から一六〇の四まで、一六〇の六、一六〇の一三から一六〇の一六まで、一六〇の一八から一六〇の二三まで、一六一の一、一六一の四及びこれらと一体をなす国有地

八東町大字用呂
字中高野河原

若桜町大字高野字中高野河原一六二の一、一六二の三、一六二の四、一六三の二から一六三の四まで、一六四、一六四の一、一六七の四から一六七の八まで及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

勝田川土地改良区

理事 高力 孝治	
変更前	東伯郡赤碓町大字高岡三七二番地
変更後	東伯郡赤碓町大字高岡四二二番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】